

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
店頭外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について	<p>8. 当社は、お客さまからお預かりした証拠金については、金融商品取引法第 43 条の 3 および金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条から第 145 条の規定に従って、株式会社三井住友銀行、みずほ信託銀行株式会社、および <u>SBI クリアリング信託株式会社</u> における金銭信託にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。</p>	<p>8. 当社は、お客さまからお預かりした証拠金については、金融商品取引法第 43 条の 3 および金融商品取引業等に関する内閣府令第 143 条から第 145 条の規定に従って、株式会社三井住友銀行、みずほ信託銀行株式会社、および <u>FX クリアリング信託株式会社</u> における金銭信託にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。</p>